（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年三月三十一日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　八木毅閣下

インド財務省
経済局局長　ラジェシュ・クッラー

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年四月二十二日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：箕面船場支店 郵便番号：562―0035 所在地：大阪府箕面市船場東２―５―47 電話番号：072―729―9181	営業所又は事務所の名称：箕面船場支店 郵便番号：562―0035 所在地：大阪府箕面市船場東２―５―55 電話番号：072―729―9181

(2)　変更年月日

平成26年５月12日

(3)　変更の理由

移転のため

○農林水産省告示第五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大沼町池ノ入上一〇の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大野瀬町オオヤナ一五の九・一五の一〇（以上二筆国有林）、一五の七、一五の八、一五の一〇、一五の一六、一五の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町長江字天堤九の一二、九の一三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町長江字天堤九の一八、九の二一、九の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二八〇の一二、二二八〇の一三、二二八一の二、二二八一の三、二二八二の二、二二八四の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○農林水産省告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市四倉町字鬼越二一の四四

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡下郷町大字南倉沢字猪番場山八四〇の二四（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市川部町大沢一六九の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市川部町大沢一六九の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市山玉町中峰二一の二・二四の二・三五の四・竹棚八八の三（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市山玉町中峰二一の二、二四の二、三五の四、竹棚八八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅